

## セーフティネット保証2号 認定申請に係る提出書類等について

(三菱マヒンドラ農機株式会社、リョーノーファクトリー株式会社又は三菱農機販売株式会社関係)

## 1 認定基準

イ 三菱マヒンドラ農機株式会社、リョーノーファクトリー株式会社又は三菱農機販売株式会社（以下「事業活動の制限を行っている事業者」という）と直接取引を行っている中小企業者（※1）（様式イを使用）

- ① 「事業活動の制限を行っている事業者」に対する取引依存度（※2）が20%以上であること。
- ② 最近1箇月間の売上高等が前年同月に比して10%以上（※3）減少していること。
- ③ その後の（②の最近1箇月間と連続した）2箇月間（※4）を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比して10%以上（※3）減少することが見込まれること。

（※1）様式の計算書において、直接取引の記載欄に「○」と記入するのではなく、「直接」と記載してください。（注意：間接取引は取引依存度には含みません）

（※2）6箇月間又は12箇月間（1年間）における取引依存度を確認します（選択可）。

（※3）売上高の減少率は、令和9年3月31日まで、「20%以上」から「10%以上」に緩和されています。

（※4）最近2箇月間の実績値とその翌月1箇月の見込みを含む3箇月とすることも可。

ただし、最近3箇月間の実績値とすることはできません（必ず1箇月間は見込みを含むこと）。

## 2 認定申請に係る提出書類

## (1) 申請者が法人の場合

1	2号認定申請書 様式（イ）	1部
2	2号認定 [三菱マヒンドラ農機株式会社、リョーノーファクトリー株式会社及び三菱農機販売株式会社] 用計算書	1部
3	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書（謄本）） ※発行日から3箇月以内のもの（写し可）	1部
4	決算書、売上台帳、仕上台帳、総勘定元帳、納品書等で、取引依存度の分かるもの（写し）	1部
5	試算表又は売上台帳、総勘定元帳等で、売上高等の減少が確認できるもの（写し）	1部
6	必要に応じ、「事業活動の制限を行っている事業者」と直接取引を行っていることが確認できる資料	1部

## (2) 申請者が個人の場合

1	2号認定申請書 様式（イ）	1部
2	2号認定 [三菱マヒンドラ農機株式会社、リョーノーファクトリー株式会社及び三菱農機販売株式会社] 用計算書	1部
3	確定申告書、売上台帳、仕上台帳、納品書等で、取引依存度の分かるもの（写し）	1部
4	確定申告書又は試算表、売上台帳、請求書等で、売上高等の減少が確認できるもの（写し）	1部
5	必要に応じ、「事業活動の制限を行っている事業者」と直接取引を行っていることが確認できる資料	1部

## 3 留意事項

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関（保証協会を含む）との事前事後の御相談は十分に行ってください。
- ・ 認定書の有効期間は発行日から起算して30日間です。有効期間内に信用保証協会に保証の申込みを行ってください。